



2021年4月30日

社長メッセージ

～Sanofi S. A.からのマイルストーンの受領に関する追加説明～

日本時間 2021年4月22日公表の「Sanofi S. A.からのマイルストーンの受領に関するお知らせ」というプレスリリースを公表しました。マイルストーンの受領に至った経緯等について沢山のお問い合わせをいただいておりますので、私より改めて追加説明をさせていただきます。

今回のマイルストーンは、当社メディシノバと Sanofi 社との間に存在する、遺伝子治療に用いられる AAV ベクター技術の譲渡契約に基づいて支払われました。

当該譲渡契約は、そもそも Avigen 社（当時）と Genzyme 社（当時）との間で、2005年12月に締結されたものでした。その後、2009年に当社が Avigen 社を買収し、2011年に Genzyme 社が Sanofi 社に買収されたことにより、この AAV ベクター技術の譲渡契約は、当社メディシノバと Sanofi 社との間の契約となりました。それに従いこの契約に基づいてマイルストーンやロイヤリティーが Sanofi 社から当社に支払われることになっています。

今回受領した 4 百万米ドルのマイルストーンは、AAV ベクター技術を用いたプロジェクトがフェーズ 1（第 1 相臨床治験）、およびフェーズ 2（第 2 相臨床治験）に進んだことによって支払われたものです。フェーズ 1 に進んだことによるマイルストーンとして 1 百万米ドル、フェーズ 2 に進んだことによるマイルストーンとして 3 百万米ドル、合計 4 百万米ドルのマイルストーンです。

当社と Sanofi 社との契約では、フェーズ 1、フェーズ 2 臨床治験に入ることによるマイルストーンの他に、AAV ベクター技術を用いた薬が新薬として承認された場合にもマイルストーンが支払われることになっており、さらに、製品の売上に応じたロイヤリティーの支払いも発生します。また、Sanofi 社が他社にライセンスを供与した場合においても、相応分の支払いが発生することとなっています。

当時 Avigen 社の取締役として AAV の開発に積極的に関わり、自治医大におけるパーキンソン病を対象としたフェーズ 2 治験を牽引し、また Avigen 社に日本人研究者を招いて AAV 開発を進めた結果 Genzyme 社への導出に繋がり、今回 Sanofi 社においてヒトでの臨床治験に到達したことには、私自身、感慨深いものがあります。

最近、AAV を使った遺伝子治療薬、しかも AAV 技術を使った治療法が FDA（米国食品医薬品局）あるいは EMA（欧州医薬品庁）そして日本でも認可され、遺伝子治療技術の占める位置はますます重要になると考えます。また、Sanofi 社では現在複数の AAV を用いた遺伝子治療プログラムが進められておりますので、当社と Sanofi 社との間に存在する、遺伝子治療に用いられる AAV ベクター技術の譲渡契約は、今後の当社にとって非常に重要な意味を持っていると考えております。

以上

メディシノバ・インク
代表取締役社長兼 CEO
岩城 裕一